

## 愛媛県土木部における情報共有システム実証実験ガイドライン(案)

### 【目的】

愛媛県土木部発注工事において、受発注者間で行う情報交換の手段として、情報共有システムの有効性を検証する。

### 【定義】

情報共有システムとは、情報通信技術を活用し、受発注者間で情報を交換・共有することにより業務の効率化を図るシステムをいい、受発注者双方がインターネット等を経由して共通のサーバに接続して利用するグループウェアである。

情報共有システムの主な機能として、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev4.0)平成 26 年 7 月版」(国土交通省国土技術政策総合研究所)に定めるものを以下に示す。

#### ○工事基本情報管理機能

工事番号、工事名等の基本情報を入力・管理し、システム内で利用。

#### ○掲示板機能

受発注者の登録された職員が、情報の登録、閲覧、コメントの書き込み、ファイル登録等により、情報を迅速に共有。

#### ○スケジュール管理機能

カレンダーにスケジュールを入力し、受発注者が相互に確認可能。

#### ○発議書類作成機能

工事帳票のテンプレートに入力することで、簡易に帳票が作成可能。

(工事打合簿、材料確認書、段階確認書、工事履行報告書、確認・立会願の 5 種類)

#### ○ワークフロー機能

工事帳票の発議・提出・受付・決裁を、システム内で一連処理。

#### ○書類管理機能

処理済みの工事帳票を工事毎にツリー形式のフォルダで管理。

#### ○工事書類出力・保管支援機能

国交省の電子納品形式で電子データの出力が可能

### 【実施方針】

1) 情報共有システムの導入方式は ASP 方式とする。

#### ※ASP(Application Service Provider)方式

サーバ、ソフトウェア等を自己保有せず、サービス事業者 (ASP 事業者) が提供する、インターネット等を通じてソフトウェア機能を利用するサービスを利用する方式。

2) 情報共有システムの選定

○情報共有システムの選定は受注者が行い、発注者が承諾する。

○使用する情報共有システムは、以下に掲げる要件を満たすこと。

・発注者のクライアント (OS:Windows7、ブラウザ:InternetExplorer 11 を標準とする) において使用可能であること。

- ・「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev4.0)平成 26 年 7 月版」(国土交通省国土技術政策総合研究所)(以下「機能要件」)  
(ただし、5.8.2 データ連携機能を除く。)
- ・工事帳票「確認・立会願」、「段階確認書」、「工事履行報告書」、「材料確認願」及び「工事打合せ簿」については、愛媛県様式での入出力が可能であること。  
なお、愛媛県様式での入出力を行うために発生する費用は、情報共有システムを提供するASP事業者の負担とする。
- ・システムの使用にあたり、特別な補助プログラム等が必要ないこと。
- ・システムの円滑な運用のため、ASP事業者が受発注者に対し、適切な導入・運用支援を行う体制を整えていること。
- ・他の公共団体における使用実績を1年以上有すること。

### 3) 承諾の手続き

- 発注者は、工事契約後速やかに事前協議チェックシートに必要事項を入力の上、受注者に送付すること。
- 受注者は、使用しようとする情報共有システムについて、事前協議チェックシートに必要事項を入力の上、工事打合せ簿に添付して監督員に事前協議を行うこと。
- 監督員は、受注者から提出のあった事前協議資料について、技術企画室システム管理係に送付し、内容の確認を受けたのち、承諾手続を行うこと。
- 国土交通省において「機能要件」対応状況を確認済みである、情報共有システムのASP事業者を以下に示す。

なお、ASP事業者毎の対応状況については、「情報共有システム提供者機能要件 Rev4.0 対応状況一覧表」(国土交通省)を参照のこと。

- ① (一社) 全国土木施工管理技士会連合会
- ② (株) アイサス
- ③ (株) 建設システム
- ④ 川田テクノシステム (株)
- ⑤ (株) 建設総合サービス
- ⑥ (株) 現場サポート
- ⑦ 東北インフォメーション・システムズ (株)
- ⑧ 日本電気 (株)
- ⑨ (株) ビーイング

### 4) 情報共有システム利用料等

- 情報共有システムの登録料及び利用料は、土木工事標準積算基準に基づき算定された共通仮設費率分(技術管理費)計上額に含まれるため、積み上げ計上は行わない。
- 情報共有システム利用に係るASP事業者との利用手続、契約及び利用料等の支払いは、受注者が行うものとする。

### 5) 利用する機能

情報共有システムにおいて利用する機能は、以下によるものとする。

**【必須】**

- 工事基本情報管理機能
- 掲示板機能
- スケジュール管理機能
- 発議書類作成機能
- ワークフロー機能
- 書類管理機能

**【任意】**

- 工事書類出力・保管支援機能

### 3. 情報共有システムの利用者

発注者における利用者は、工事検査専門員、工事担当課長、工事担当係長、監督員を基本とし、事前協議において決定すること。

なお、利用者は上記によらず適宜変更できるものとする。

### 4. 情報共有システムで取り交わす書類

#### 1) 対象書類

工事契約期間中に受注者が監督員に提出する工事帳票等とする。

《工事帳票》

- ①確認・立会願、②段階確認書、③工事履行報告書、④材料確認願、⑤工事打合せ簿

《その他》

- ⑥施工中の協議資料等

#### 2) 対象としない書類

- 個人情報などの非公開情報を含む書類

なお、上記①～⑤の工事帳票又は⑥の協議資料であっても、個人情報などの非公開情報を含む書類を添付してはならない。

- 契約約款に基づき提出する契約関係書類

従来通り紙文書で取り扱う。

例) 工程表、下請施工通知、現場代理人等通知書など

#### 3) 情報共有システムで取り扱う電子ファイル形式

受注者が情報共有システムに登録できる電子ファイル形式は以下のとおりとする。

- ・ PDF
- ・ Microsoft Word, Excel (Word2010, Excel2010 で読込可能な形式。マクロは不可。)
- ・ 画像ファイル (JPG, JPEG 形式、TIF, TIFF 形式)
- ・ 圧縮ファイル (ZIP 形式、パスワードは付加しないこと)

なお、提出する全ての電子ファイルについて、汎用的に使用されているウイルス対策ソフトを使用し、最新の定義ファイルによるウイルスチェックを確実に実施すること。

また、発注者において、仮想端末にダウンロードしたこれらの電子ファイルを一般業務端末に取り込む場合は、無害化システムを使用する等、適切に処理すること。

#### 4) 発注者から受注者への電子ファイル送付について

発注者においては、愛媛県の情報セキュリティ対策により、仮想端末に電子ファイルのアップロードができないため、情報共有システムに電子ファイルの登録は行わない。受注者に電子ファイルを送付する必要がある場合は、別途電子メール等により行う。

5) 受注者から提出された工事帳票の決裁について

発注者は、原則として情報共有システムのワークフロー機能により電子決裁を行う。なお、これにより難しい場合は、発注者において印刷のうえ、紙決裁とすることができる。

6) 情報共有システムにより取り交わした工事帳票等の取り扱いについて

受注者が情報共有システムにより発議した工事帳票及び添付書類については、電子納品の対象とするので、受注者は「愛媛県工事完成図書の電子納品要領」に基づき、電子成果品に保存して納品すること。

ただし、発注者において印刷し、紙決裁を行った資料は電子納品の対象としない。なお、これにより難しい場合は、受発注者において協議のうえ決定することができる。

### 【実証実験後のアンケート調査】

情報共有システムの有効性検証の資料とするため、工事完成検査が完了した後、アンケート調査を実施する。

### 【その他】

その他、本ガイドラインに定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定める。

### 【関係基準等】

- ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev4.0)  
平成 26 年 7 月版【要件編】
- ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev4.0)  
平成 26 年 7 月版【解説編】  
(国土交通省 HP から DL 可能 [http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu\\_rev20/](http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/))
- ・ 情報共有システム提供者における機能要件 Rev4.0 対応状況一覧表
- ・ 情報共有システム提供者における機能要件 Rev4.0 対応状況（個票）  
(国土交通省 HP から DL 可能 [http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu\\_taiou/](http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/))
- ・ 愛媛県工事完成図書の電子納品要領

## 情報共有システムで取り扱わない情報の例

### 【個人に関する情報】

- ・ 請負者（下請・取引業者を含む）の従業員並びに地権者等の関係者に関する情報  
氏名、印影、自筆署名、住所、年齢、生年月日、血液型、電話番号、メールアドレス、  
個人の肖像（写真）、有する資格・免許及びその番号、建設実績技術者 ID、雇い入れ年  
月日、経験年数、健康診断日、血圧等健康状況に関する情報等  
（ただし、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の氏名は除く。）  
など

### 【法人その他の団体に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権 利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの】

- ・ 請負者（下請・取引業者を含む）の法人代表者の陰影
- ・ 請負者（下請・取引業者を含む）において、独自の技術を有する工法等に関する情報で  
公開されていないもの
- ・ 下請契約金額
- ・ 出来形管理計画、品質管理計画における社内規格値
- ・ メールアドレス（公開されていないもの）  
など